

○行政書士はにわ手続相談所報酬等に関する規程（平成 29 年 9 月 5 日行相規程第 4 号）
（最終改正：令和元年 8 月 30 日行相規程第 1 号）

行政書士はにわ手続相談所報酬額に関する規程（平成 27 年行相規程第 1 号）の全部を改正する規程を次のように定める。

行政書士はにわ手続相談所報酬等に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、行政書士はにわ手続相談所（以下「相談所」という。）において適用する報酬、相談料及び顧問料の金額（以下「報酬等」という。）について定めることを目的とする。

（報酬等の取扱い）

第二条 相談所は、報酬等について定めたときは、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 10 条の 2 に定めるところにより相談所の事務所内に、報酬等の表を掲示するものとする。

- 2 相談所は、前項の掲示をしたときは、インターネットを利用する方法により、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 報酬等には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税額を加算するものとする。
- 4 この規程の定めにかかわらず、報酬等の減額をするときは、業務の内容を勘案して、代表者の承認を得て行うものとする。

（実費弁償）

第三条 相談所は、報酬等のほか、郵送料、通信費、旅費、宿泊費、行政機関等が徴収する手数料及び他土業者等の報酬その他の費用を、報酬等に併せて請求することができる。ただし、その全部又は一部を報酬等に含めて請求することを妨げない。

- 2 前項の規定において、旅費のうち、相談所の近傍で代表者が指定する範囲については、請求しないこととするを妨げない。
- 3 実費弁償については、業務の開始にあたり、あらかじめ一定額を請求することができる。業務の途中において、不足が生じたときも、利用者の同意を得ることにより同様とする。

（報酬）

第四条 相談所は、別表第一に定める報酬を、相談所の利用者に請求することができる。

- 2 報酬は、手続の成就に関わらず請求することができるものとする。
- 3 相談所は、次条及び第六条に定める相談料及び顧問料を受領したときは、前項で請求する報酬を、相談料及び顧問料の相当額を上限として減額することができる。

（相談料）

第五条 相談所は、別表第二に定める相談料を、相談所の利用者に請求することができる。

2 事業者又は事業を開始しようとする者から受ける相談については、特定相談料を請求するものとする。

(顧問料)

第六条 相談所は、利用者と顧問契約を締結するときは、別表第三に定める顧問料を毎月又は数月分をまとめて請求することができる。

2 事業者又は事業を開始しようとする者との間で締結する顧問契約による顧問料については、特定顧問料を請求するものとする。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 別表に列挙しない事件及び手続等に関する報酬については、日本行政書士会連合会が行う報酬額統計調査及び他の士業者の類似報酬例を勘案して定め、利用者の同意を得て請求するものとする。

附 則 (平成29年9月25日行相規程第5号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日行相規程第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表第一 報酬 (第四条関係)

事件及び手続等	報酬の額
事業に係る法令適用事前確認及び行政手続の調査等制度設計に関する事件	100,000円 (下限額)
行政手続法に関する事件	
聴聞・弁明の機会の付与に関する代理	100,000円 (下限額)
個人情報保護法及び情報公開法に関する事件	
個人情報保護規程等の整備・考査	60,000円
個人情報の開示手続	10,000円
公職選挙法に関する事件 (地方選挙に関するもの)	
立候補届出 (本人・推薦) の書類作成及び事前審査手続代理 (戸籍・住民票等の必要書類収集実費を含む)	50,000円
選挙公営に係る業者手配 (1件につき)	5,000円

選挙運動用自動車の設備外許可申請その他 警察関係手続（1件につき）	10,000円
選挙運動費用収支報告書の作成及び提出代理	80,000円
公職選挙法に関する事件（国政選挙に関するもの）	「公職選挙法に関する事件（地方選挙に関するもの）」に記載の額を下限とする別途見積額
政治資金規正法に関する事件	
政治団体設立・廃止の届出	100,000円
政治団体の届出事項の変更	20,000円
政治資金収支報告書の作成及び提出代理	80,000円
国会議員関係政治団体の少額領収書の 開示請求手続	10,000円
請願書・陳情書の作成に関する事件	20,000円（下限額）
政務調査・政策動向の調査に関する事件	
政務調査・政策動向の調査 （報告書の作成を含む。）	18,000円（下限額）
政策・選挙公約の立案	50,000円（下限額）
資金決済に関する法律に関する事件	
サービス規定の立案・考査 （文書の作成又は考査にとどまるもの。）	60,000円
自家型発行者の届出手続	300,000円
第三者型発行者の登録手続	500,000円
前払式支払手段発行者の帳簿作成 （1年契約）	月額50,000円
前払式支払手段発行者の報告書作成及び提出代理	200,000円
同（帳簿作成を受託している場合）	100,000円
仮想通貨交換業等その他の登録手続	800,000円（下限額）
金融商品取引法に関する事件	
各種登録手続	300,000円（下限額）
各種届出手続	100,000円（下限額）
旅館業法及び住宅宿泊事業法その他関連法に関する事件	

旅館業法による簡易宿所の許可手続（京都市内に限る）	200,000円
同（京都市外を加算額）	100,000円
旅館業法による上記以外の許可手続	500,000円（下限額）
同（京都市外を加算額）	100,000円
旅館業法及び住宅宿泊事業法その他の関連法に関する事件のうち調査にとどまるもの	100,000円
農山漁村余暇法による農家民宿等の開設資格確認書の取得	50,000円
温泉届及び入湯税申告に関する事件	
温泉の届出	50,000円（下限額）
入湯税申告	20,000円
その他保健所を窓口とする許可等の事件	100,000円（下限額）
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関連する事件	100,000円（下限額）
農地法その他関連法に関する事件	50,000円（下限額）
知的財産法関係の事件	
営業秘密の保全に関する助言	50,000円
営業秘密保全に関する契約書作成	50,000円（下限額）
関税法上の輸出入差止手続	100,000円（下限額）
地理的表示の登録	100,000円（下限額）
警察庁所管法の手続に関する事件	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可又は届出	300,000円（下限額）
同法の承認申請	100,000円
道路使用許可	30,000円
その他の許可等手続	30,000円（下限額）
道路管理者に対する道路占用許可	50,000円（下限額）
警察署に対する告訴状・告発状の作成	30,000円（下限額）
その他の営業許可・認可・登録・届出に関する事件	100,000円（下限額）
権利義務に関する文書の作成等に関する事件	
各種契約書の作成（1通）	10,000円（下限額）
定款の作成（1通）	20,000円（下限額）
定款認証手続の代理（公証役場の場合）	10,000円
定款認証手続の代理（その他主務官庁の場合）	200,000円（下限額）

合)	
その他公証役場への出張を伴う公証手続に関する代理	10,000円(下限額)
事実証明に関する文書の作成等に関する事件	
現行及び旧法令の調査報告	18,000円(下限額)
社内規則・規程及び利用規定等に関する作成・考査	30,000円(下限額)
議事録の作成	50,000円(下限額)
親族調査及び法定相続情報証明制度関係事件	
親族調査	20,000円
同(調査する親族関係が複雑な事件)	30,000円
同(1か月を超える場合の割増料金)	10,000円
相続関係説明図の作成	10,000円(下限額)
認証文付与の手続代理	5,000円
出入国管理及び難民認定法その他関連法に関する事件(申請取次を含む。)	
在留資格証明書交付	50,000円(下限額)
在留資格取得変更更新	50,000円(下限額)
永住許可	100,000円
在留特別許可	50,000円(下限額)
再入国許可	50,000円
資格外活動許可	50,000円
就労資格証明書	20,000円
外国政府等への文書認証手続に関する事件	30,000円

別表第二 相談料(第五条関係)

事件	相談料の額
一般相談料	5,000円
特定相談料	20,000円
公職選挙法及び政治資金規正法に関する相談料	50,000円
資金決済に関する法律及び金融商品取引法に関する事前相談に伴う相談料	30,000円
知的財産法関係の事前相談に伴う相談料	30,000円

別表第三 顧問契約料(第六条関係)

契約の区分

顧問料の額

一般顧問契約料

月額 5,000円

特定顧問契約料

月額20,000円